

## ●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年5月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

## 1 包括外部監査

## (その1)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 令和3年4月26日                |
| (2) 措置を講じた局等     | 総務局資産税課                  |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成29年4月11日（平成29年監査公表第8号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・課税事務の正確性について 意見（63ページ） 減価償却明細書の写しの提出について、所有者の協力をより求めるほか、他都市の取組も参考にした上で、より正確に対象資産を把握するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>より正確に対象資産を把握するため、減価償却明細書の写しの提出について、償却資産申告の手引きに記載し、所有者に協力を求めるとともに、減価償却明細書と課税明細書を照合する実地調査を開始した。</p>

## (その2)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| (1) 措置通知があった年月日  | 令和3年4月26日                |
| (2) 措置を講じた局等     | 農林水産局農業水産振興課             |
| (3) 監査結果の公表年月日   | 平成31年4月11日（平成31年監査公表第8号） |
| (4) 監査の結果及び措置の内容 |                          |

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・中山間地域活性化トライアル推進事業費について 意見（27ページ） 補助事業実績報告書の審査では、書類の確認漏れがないように慎重に審査する必要がある。</p>	<p>中山間地域活性化トライアル推進事業費を完了し、新規事業として開始した地域資源活用型トライアル推進事業において、書類の確認漏れがないよう、チェックリストを作成した。</p>
<p>・農業後継者分家住宅等建築支援費について 意見（41ページ） 補助金の利用実績が極めて少ない。当該事業を積極的に推進するという方針であるならば、中山間地域への移住者・定住者促進のため、支援内容の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>中山間地域への移住・定住促進のため、奨励金に係る多子世帯加算を廃止するとともに、45歳未満の者への加算を新設し、支援内容を見直した。</p>
<p>・金沢湯涌みどりの里の設備管理について 意見（45ページ） 市所有の設備と他の団体が所有する設備を明確に区別し、適切に管理する必要がある。</p>	<p>市所有の設備と他の団体が所有する設備を明確に区別するため、各設備に所有団体名のラベルを貼り付けるとともに、他団体の所有する備品については、常時決めら</p>

<p>・金沢湯涌みどりの里の現金管理について 意見 (45ページ) 現金の盗難等防止対策を講じる必要がある。</p> <p>・学校体験農園推進事業費について 指摘事項 (52ページ) 委託料の算定では、事業実施要領の内容を適切に把握し、算定要件となる事項をしっかりと確認した上で事務処理を行うべきである。</p> <p>・加賀野菜等ブランド力向上事業費について 意見 (76ページ) ブランド協会の構成員として、加賀野菜取扱店登録制度推進事業及び加賀野菜加工品認証制度推進事業について、事業内容の見直しを議論する必要がある。</p> <p>・内水面漁業振興事業費について 意見 (188ページ) 補助金額が事業総額の一定割合とされている補助事業の場合は、事業総額が正しいことの心証を市が得ていることが必要であることから、実績報告書における収支決算書について、その内訳を詳細に記載することを求める必要がある。</p> <p>・水産業資金利子補給費について 意見 (190ページ) 石川県が主体の事業であって金沢市が事業内容の決定に強く関与していない場合であっても、関係する法令等への準拠性に係る資料は入手、保管する必要がある。</p>	<p>れたスペースに収納することとした。</p> <p>現金の盗難等防止のため、現金出納帳を作成し、現金収受の記録を農業水産振興課員が確認することとした。</p> <p>委託料を適切に算定するため、事業申込書の農園面積及び栽培農地面積記載欄を改めるとともに、記入方法をより詳細に記載した。</p> <p>金沢市農産物ブランド協会で協議した結果、加賀野菜取扱店登録制度推進事業及び加賀野菜加工品認証制度推進事業を見直し、金沢市が飲食店と連携したフェアの開催等の事業や加工品開発の支援事業を新設した。</p> <p>事業総額が正しいことを確認するため、令和元年度より、補助事業実績報告時に、担当職員による実地検査を行い、会計帳簿及び領収書を確認することとした。</p> <p>関係する法令等への準拠性を確認するため、県の承諾書及び借入に関する書類の写しを添付することとした。</p>
--	---

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年4月26日
- (2) 措置を講じた局等 農林水産局農業基盤整備課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日（平成31年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・農道舗装事業費について 意見 (131ページ) 事業の公平性を確保するため、事業を選定する際の採択基準を明確にする必要がある。</p>	<p>事業の公平性を確保するため、農道舗装事業事務取扱要領を改正し、採択基準を明確にした。</p>
<p>・幹線用排水路の管理について 意見 (134ページ)</p>	

<p>幹線用排水路の管理者である地元生産組合に対して、 浸水害防止のため、幹線用排水路の適正な維持管理等について周知する必要がある。</p> <p>・幹線用排水路浚渫事業費について 意見 (134ページ)</p> <p>事業の公平性を確保するため、過去の事業活動から作成した「危険性の高い幹線用排水路」のリストが必要である。また、事業を選定する際の採択基準を明確にする必要がある。</p>	<p>浸水害防止のため、地元生産組合に対して、幹線用排水路の適正な維持管理を行うよう周知した。</p> <p>事業の公平性を確保するため、危険性の高い幹線用排水路のリストを作成するとともに、幹線用排水路浚渫事業事務取扱要領を改正し、採択基準を明確にした。</p>
--	---

## (その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年4月26日  
 (2) 措置を講じた局等 教育委員会学校指導課  
 (3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日 (令和2年監査公表第9号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>・教材整備費 教材整備費 (小学校)について 意見 (117ページ)</p> <p>需用費及び備品購入費について、配当方針に基づき各学校に適正に配分するために、配当根拠資料を正確に作成する必要がある。</p>	<p>需用費及び備品購入費を適正に配分するため、配当根拠資料の計算式を訂正した上で、複数人での確認作業を行うこととした。</p>

**公 営 企 業 告 示****●金沢市公営企業告示第15号**

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年5月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

## 1 令和3年1月1日から同年3月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 46,060円  
 (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 61,210円  
 (3) 1トン当たり平均原料価格 47,460円

## 2 原料価格変動額 42,000円

算式 89,530円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 47,460円 (1トン当たり平均原料価格) = 42,000円 (100円未満切捨て)

## 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 42,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、令和3年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から34.44円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

**●金沢市公営企業告示第16号**

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年5月11日